

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン (タクシー・運転代行利用券発行事業)

タクシー・運転代行利用券取扱事業者募集要項

県では、やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン「タクシー・運転代行利用券発行事業」を実施します。

本キャンペーンでは、プレミアム食事券を1冊購入毎に、タクシー・運転代行利用券を1,000円分(500円券2枚)付与(無料)し、食事券取扱飲食店舗利用の際に、お客様が、タクシー・運転代行が利用できるよう支援します。

つきましては、キャンペーンに参加するタクシー・運転代行事業者を次のとおり募集します。

1 キャンペーン概要

(1) 利用券の名称

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン タクシー・運転代行利用券(以下「利用券」という。)

(2) 事業の内容

プレミアム食事券1冊(1万円分の食事券を8千円で販売)購入毎に、1,000円(500円券×2枚)分の利用券を付与(タクシー、運転代行の支払いに使用できる利用券の発行)。

* 1,000円(500円券2枚)分を、第1弾:39万枚発行、第2弾:30万枚発行

(3) 事業の対象

本キャンペーンの参加を希望し、申請書面の提出により利用券の取扱事業者として登録された次のタクシー・運転代行事業者(以下「登録事業者」という。)

- ・ 県内タクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業許可事業者)
- ・ 県内運転代行事業者(運転代行業認定事業者)

※限定運行で関東運輸局から許可がおりている場合、事業の対象外となる可能性がございます。

(4) 利用期間

第1弾 令和4年2月1日(木)から令和4年10月31日(月)まで

第2弾 令和4年11月上旬から令和5年2月28日(火)まで(予定)

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中断や再度の延長を行う場合があります。

(5) 利用券配布場所

山梨県内商業施設等(調整中)

※プレミアム食事券1冊購入毎に利用券1組(500円券2枚)付与いたします。

(6) 利用券配布期間

第1弾 令和4年1月28日(金)から令和4年10月31日(月)まで

第2弾 令和4年11月上旬から令和5年2月28日(火)まで

※第1弾および第2弾ともになくなり次第販売終了。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中断や延長を行う場合があります。

2 利用券の取扱いについて

(1) 遵守事項

ア 利用券は、利用券裏面の署名欄に、プレミアム食事券取扱飲食店舗等の署名(店舗スタンプ押印、自署等)があるものに限り使用できるものとする。收受前に必ず、署名欄に署名(店舗スタンプ押印、自署等)があるものか確認すること。

イ 利用券は、タクシー・運転代行を利用する時の運賃支払いに利用可能とする。

ウ 利用金額が利用券の額面金額に満たない場合でも、つり銭は支払わないこととする。

エ 利用券を現金に換金することはできないこととする。

オ 利用期間を過ぎた利用券は無効とする。

※やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン タクシー・運転代行利用券事務局(以下「事務局」という。)から利用期間延長の発表等があった場合は除く。

(2) 利用対象とならないもの

ア 上記2(1)アに規定する支払い以外への利用

イ その他、利用券の利用にそぐわないと事務局が判断したもの

3 キャンペーン参加要件について

登録事業者(本キャンペーンの参加を希望し、申請書面の提出により利用券の取扱事業者として承認を受け、登録されたタクシー事業者、運転代行事業者)であること(参加申込方法は下記6を参照)。ただし次の(1)から(5)に該当する事業者(営業所)を除く。

(1) 特定の宗教・政治団体と関わる事業者

(2) 反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与している事業者

(4) 上記2(2)に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者

(5) その他事務局が不相当と認める事業者

4 登録事業者の責務について

(1) 利用券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

- (2) 利用券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された利用券でないか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告すること。
- (3) 受け取った利用券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については登録事業者の責務とする。
- (4) 本キャンペーンの参加に当たり、事務局と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 感染症対策の徹底を図ること。
- (6) その他、事務局が作成する取扱マニュアルや、キャンペーンの運用に関する依頼事項を遵守すること。

5 利用券の換金について

(1) 換金方法

各取扱事業者は、令和4年2月1日（火）から令和4年10月31日（月）までに利用された第1弾の「タクシー・運転代行利用券券」、令和4年11月上旬の利用開始日から令和5年2月28日（火）までに利用された第2弾の「タクシー・運転代行利用券券」、「換金用伝票」を、各月指定の締め切り日までに事務局に郵送することとする。事務局は各取扱事業者から回収した「タクシー・運転代行利用券」を集計し、各取扱事業者が指定した口座に代金を振り込むものとする。

なお、支払に係る振込手数料は事務局が負担するものとする。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中断や再度の延長を行う場合があります。

(2) 換金スケジュール

事務局は、下記スケジュールに応じて各取扱店舗指定の口座へ代金を振り込むものとする。

| 換金申請対象 | 事務局必着申請〆切日 | 入金日（予定） |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| 2月実績分 | 3月10日（木） | 3月22日（火） |
| 3月実績分 | 4月10日（日） | 4月21日（木） |
| 4月実績分 （※月2回換金申請可能） | 5月10日（火） 5月20日（金） | 5月23日（月） 6月6日（月） |
| 5月実績分 （※月2回換金申請可能） | 6月10日（金） 6月20日（月） | 6月21日（火） 7月4日（月） |

| | | |
|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 6月実績分 (※月2回換金申請可能) | 7月10日(日) 7月18日(月) | 7月21日(木) 8月1日(月) |
| 7月実績分 (※月2回換金申請可能) | 8月10日(水) 8月22日(月) | 8月23日(火) 9月2日(金) |
| 8月実績分 (※月2回換金申請可能) | 9月9日(金) 9月22日(木) | 9月22日(木) 10月7日(金) |
| 9月実績分 (※月2回換金申請可能) | 10月10日(月) 10月21日(金) | 10月20日(木) 11月1日(火) |
| 10月実績分 (※月2回換金申請可能) | 11月10日(木) 11月22日(火) | 11月21日(月) 12月5日(月) |
| 11月実績分 (※月2回換金申請可能) | 12月9日(金) 12月22日(木) | 12月21日(水) 1月6日(金) |
| 12月実績分 (※月2回換金申請可能) | 1月10日(火) 1月20日(金) | 1月23日(月) 2月2日(木) |
| 1月実績分 (※月2回換金申請可能) | 2月10日(金) 2月22日(水) | 2月21日(月) 3月7日(火) |
| 2月実績分 (※月2回換金申請可能) | 3月10日(金) 3月22日(水) | 3月23日(木) 4月6日(木) |

6 キャンペーン参加申込について

(1) 申込方法

本キャンペーンへの参加を希望するタクシー・運転代行業者は、この募集要項の内容に同意の上、「やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン タクシー・運転代行利用券取扱事業者申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、事務局までメールにて提出することとする。

なお、メールでの提出が困難な場合は、郵送またはファックスでの提出も可とする。

提出先：〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-8 山梨交通ビル4階

「やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン タクシー・運転代行利用券事務局」
E-mail : yamanashi-taxidaikou@jtb.com F A X : 055-236-8287

(2) 申込期間

令和3年12月17日(金)から令和5年2月24日(金)まで(必着)

※第1弾のタクシー・運転代行利用券取扱事業者としてご登録いただいている事業者については、第2弾において登録が継続されます。別途お申込みいただく必要はありません。

(3) 申込後の審査等

申込みのあった事業者については、事務局が審査の上、諾否を決定する。

なお、審査の結果、承認となった事業者については利用券の取扱事業者として登録し、専用ウェブサイトに掲載するものとする。

(4) その他

県内に複数営業所がある場合は、それぞれの営業所ごとに申し込むものとする。

7 その他

この募集要項に違反する行為、および下記不正行為が疑われる場合、事務局が調査を行い、換金の拒否や返還、取扱事業者としての登録を取り消す場合がある。

- タクシー・運転代行利用券の自己取引・架空取引・虚偽申請
 - タクシー・運転代行利用券の偽造・悪用
 - その他、本来の目的と合致しないと事務局が判断した行為
- また、本募集要項は変更される可能性がある。

8 問い合わせ先

やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン タクシー・運転代行利用券事務局
住所：〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-8 山梨交通ビル4階
TEL：055-236-8286 (平日10:00～17:00)
FAX：055-236-8287
E-mail：yamanashi-taxidaikou@jtb.com
専用ウェブサイト：<https://yamanashi-gzshokujiken.com/taxiuntendaikou/>